



報道関係者各位

令和2年11月26日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

渡辺 充朗

室長補佐

小林 康夫

TEL：025-288-3511

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

～ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します ～

労働施策総合推進法等において、事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれました。

厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進しているところです。

新潟労働局（局長 ^{あべ}阿部 ^{みつる}充）においても、本月間を中心に特別相談窓口を開設し、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントに係る相談等に対応することとしています。

また、以下の内容について取り組みを行います。

1) ハラスメント対応特別相談窓口の開設

受付時間 9時00分～16時30分（月～金曜日）

相談窓口 新潟労働局雇用環境・均等室

（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号 美咲合同庁舎2号館4階）

電話 025-288-3511

※相談窓口の開設期間は、令和3年3月31日までとします。

2) オンラインによるハラスメント防止に関するセミナーの開催

ハラスメント防止シンポジウムの開催（令和2年12月9日開催）

申込先⇒ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

※新潟労働局雇用環境・均等室主催のハラスメント防止に関するセミナーを

令和3年2月に開催する予定です。詳細については、HPでお知らせします。

3) 広報ポスターによる周知など

4) ハラスメント啓発動画の新潟労働局HPへの掲載

みんなで NOハラスメント



2020年6月からパワハラ防止措置が義務化されました! ※2022年3月まで中小企業は努力義務

12月は職場のハラスメント撲滅月間です

NO あかるい職場応援団

ハラスメント <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>
ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。 **NOハラスメント**

